

雇児総発第0331001号
平成21年3月31日

各 { 都道府県
指定都市
児童相談所設置市 } 児童福祉主管部(局)長 殿
母子保健主管部(局)長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

子ども虐待対応の手引きの改正について

児童虐待対策の推進には、ご配慮いただいているところであるが、児童虐待相談件数は増加を続けるとともに、虐待により亡くなる子どももあとを絶たない状況が続いている。

このため、平成20年4月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成19年法律第73号)では、児童の安全確認等のための立入調査等の強化等が図られており、また、平成20年11月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成20年法律第85号)では、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実等が図られることから、こうした法改正を踏まえ、「子ども虐待対応の手引き」を別添のとおり改正したので、この手引きを踏まえつつ、地域の実情に応じて子ども虐待に対してこれまでもまして迅速かつ適切な対応をお願いします。

なお、本手引きの内容をご了知いただくとともに、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図られたい。